

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

告示

- 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した件 (一九〇)
- 大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件 (一九〇)
- 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件 (一九〇)
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件二件 (一九一)
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件二件 (一九一)
- 大規模小売店舗立地法による変更の届出について取下げがあった件 (一九二)
- 漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意を求めるため届出があった件二件 (一九二)
- 県営土地改良事業計画を定めた件 (一九三)
- 土地改良法により換地処分をした件 (一九三)
- 道路の区域を変更する件 (一九三)
- 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件二件 (一九四)
- 福島県教育委員会教育長 (一九四)
- 随意契約の相手方を決定した件 (一九四)

告示

福島県告示第四百三十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、公金の支出に関する事務を次のとおり指定公金事務取扱者（同条第二項の指定公金事務取扱者をいう。以下同じ。）に委託した。

令和七年六月十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定公金事務取扱者の名称
TOPPANエッジ株式会社
- 二 指定公金事務取扱者の住所又は事務所の所在地
東京都港区東新橋一丁目七番三号
- 三 指定公金事務取扱者に指定した日
令和七年四月一日
- 四 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出
福島県避難市町村家賃等支援事業助成金の給付
- 五 指定公金事務取扱者に委託した日
令和七年四月一日

（生活拠点課）

福島県告示第四百三十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和七年六月十七日から同年十月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び南相馬市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年六月十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
薬王堂南相馬鹿島店 福島県南相馬市鹿島区寺内字東前田四十二ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
一 大規模小売店舗を設置する者
名称 株式会社薬王堂
代表者の氏名 代表取締役 西郷 孝一
住所 岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目七番七号
二 大規模小売店舗において小売業を行う者
名称 株式会社薬王堂
代表者の氏名 代表取締役 西郷 孝一
住所 岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目七番七号
- 三 大規模小売店舗の新設をする日
令和八年一月二十七日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千百九十平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
一 駐車場の位置及び収容台数
(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 四十四台

2 駐輪場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 八台

3 荷さばき施設の位置及び面積

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 面積 三十二平方メートル

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 容量 三・七立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前七時

閉店時刻 翌午前零時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時三十分から翌午前零時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(一) 数 二箇所

(二) 位置 別紙図面のとおり

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

七 届出年月日

令和七年五月二十六日

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百四十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和七年六月十七日から同年十月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び南相馬市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年六月十七日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークベニマル原町西店 福島県南相馬市原町区南町四丁目七番地一ほか

二 変更しようとする事項

駐車場の自動車の出入口の数

(変更前) 三箇所

(変更後) 二箇所

三 変更しようとする年月日

令和七年六月六日

四 届出年月日

令和七年六月六日

五 届出をした者

株式会社ヨークベニマル

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百四十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年六月十七日から同年七月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年六月十七日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

Paix Paix 福島県いわき市平六町目四番二ほか

二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要

意見なし。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百四十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第二項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年六月十七日から同年七月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年六月十七日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

Paix Paix 福島県いわき市平六町目四番二ほか

二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要

意見なし。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百四十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年六月十七日から同年七月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年六月十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)エイトプロいわき店 福島県いわき市平塩字古川五十二番ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百四十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年六月十七日から同年七月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和七年六月十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ロシナンテ鎌田店・パースデー鎌田店 福島県福島市鎌田字一里塚十三番六ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百四十五号

大規模小売店舗立地法による変更の届出があった件(令和七年福島県告示第三百四十五号)により告示したヨークベニマル原町西店に係る届出について、令和七年六月六日付けで当該届出をした者から取下げの届出があった。

令和七年六月十七日

福島県知事 内堀雅雄

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百四十六号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。この届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和七年六月十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 届出事項
- 1 発起人の住所及び氏名
いわき市小名浜岡小名一丁目五番地の三
同 市小名浜字古湊百十三番地
同 市小名浜岡小名三丁目五番地の十五
加入区の小名
小名浜加入区
- 2 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出の相手方の漁業協同組合の名称
小名浜機船底曳網漁業協同組合
福島県旋網漁業協同組合
- 二 指定漁船調書の縦覧の期間及び場所
- 1 縦覧の期間
令和七年六月十七日から同年七月一日まで
- 2 縦覧の場所
いわき市小名浜字辰巳町四十一番地 小名浜機船底曳網漁業協同組合 (水産課)

福島県告示第四百四十七号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。この届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和七年六月十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 届出事項
- 1 発起人の住所及び氏名
双葉郡富岡町大字毛萱字浜畑百二十六番地
同 郡同 町小浜七百三十一番地の一
同 郡同 町大字小良ヶ浜字赤坂五百七十一番地
加入区の小名
富熊加入区
- 2 加入区の小名
石井 實
石井 宏和
大和田 誠一

3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出の相手方の漁業協同組合の名称
相馬双葉漁業協同組合

二 指定漁船調査の縦覧の期間及び場所
1 縦覧の期間
令和七年六月十七日から同年七月一日まで

2 縦覧の場所
相馬市尾浜字追川百九十六番地 相馬双葉漁業協同組合
(水産課)

福島県告示第四百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、館町沼地区に係る県営農村地域防災減災事業（ため池整備事業（一般整備型））を行うため土地改良事業計画を定めた。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。
令和七年六月十七日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間
令和七年六月十八日から
同年七月七日まで（二十日間）

三 縦覧の場所
福島市役所

四 その他

この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に福島県知事に審査請求をすることができる。
また、この土地改良事業計画については、この審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告として、当該土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

(農村計画課)

福島県告示第四百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、令和七年五月三十日原町南部地区の県営区画整理事業に係る換地処分をした。

令和七年六月十七日

福島県知事 内堀雅雄

(農村基盤整備課)

福島県告示第四百五十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に

ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で令和七年六月十七日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年六月十七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 二八九号	南会津郡只見町大字叶 津字朝草嶽七二五番一 地先から 同 郡同 町大字叶 津字朝草嶽七二三番ハ 地先まで	変更前	A 一・二ノ 三・一	四五二・八
	南会津郡只見町大字叶 津字朝草嶽七二三番ハ 地先から 同 郡同 町大字叶 津字朝草嶽七二三番一 地先まで	変更後	B 一・七ノ 三・〇	九四〇・五
	南会津郡只見町大字叶 津字朝草嶽七二五番一 地先から 同 郡同 町大字叶 津字朝草嶽七二三番ハ 地先まで	変更後	A 一・二ノ 三・一	四五二・八
	南会津郡只見町大字叶 津字朝草嶽七二三番ハ 地先から 同 郡同 町大字叶 津字朝草嶽七二三番一 地先まで	変更後	B 一三・一ノ 八六・五	九四〇・五
	南会津郡只見町大字叶 津字朝草嶽七二三番ハ 地先から 同 郡同 町大字叶	変更後	C 一四・九ノ 三〇・八	四五二・五
	同 郡同 町大字叶	変更後		

津字朝草嶽七二三番ハ
地先まで

公 告

(道路計画課)

公告第百三十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画道路の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和七年六月十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

公告第百三十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画汚物処理場の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和七年六月十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

福島県教育委員会教育長

公告第5号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立学校入学者選抜WEB出願システム構築・調達業務について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

令和7年6月17日

福島県教育委員会教育長 鈴木 竜 次

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
福島県立学校入学者選抜WEB出願システム構築・調達業務 一式
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県教育庁高校教育課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 随意契約の相手方を決定した日
令和7年5月12日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社エフコム 福島県郡山市堤下町13番8号
- 随意契約に係る契約金額
94,050,000円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

(高校教育課)